

平成27年第1回定例会

特別委員会報告書

危機管理対策特別委員会

大分県議会

目 次

【はじめに】	1
【調査の概要】	
I 地震、津波、洪水等の自然災害に強いまちづくりと 減災社会づくりについて	2
1 大分県地震津波被害想定調査結果について	2
2 大分県地域防災計画の修正について	3
3 原子力発電所事故対策について	6
4 火山対策について	7
5 大分県石油コンビナート等防災計画の見直しについて	7
6 地震・津波対策アクションプランについて	9
7 自主防災組織の活性化について	10
8 災害対応にかかる市町村との連携について	12
9 小中高における防災教育・訓練の現状と対策について	13
10 平成24年九州北部豪雨災害に係る検証について	14
11 平成24年九州北部豪雨災害に係る復旧・復興状況について	18
II 多様な危機に迅速かつ的確に対応できる人材の育成について	20
1 災害発災時における県の対応体制について	20
2 県職員の災害対応能力向上への取組について	20
3 新型インフルエンザ等に対する対応について	21
III 安全・安心な食料生産と食の安全の確保について	24
1 鳥インフルエンザ対策について	24
IV 小規模集落等地域コミュニティの維持・活性化について	26
1 中越地震からの復旧・復興及び活性化の取組について	26
V 犯罪に強い地域社会の形成について	28
1 ストーカー・DV事案への対応状況について	28
VI 震災対策としての高速自動車道等の整備について	30
1 緊急輸送道路の整備および道路防災対策について	30
2 洪水・土砂災害に関する情報基盤の整備について	31
【提 言】	33
【終わりに】	41
【委員会の活動状況】	42

【はじめに】

「危機管理対策特別委員会」は、東日本大震災の発生を受けて、自然災害をはじめ感染症や食の安全等への対応等について調査し、安全・安心の地域の底力づくり、危機管理対策のあり方を検討することを目的として平成23年第2回定例会において設置されたものである。

平成23年は、見直しが行われる本県の地域防災計画「地震・津波対策編」についての調査を最優先に行い、地域防災計画の見直し素案策定の一助となるよう平成23年第4回定例会において中間報告を行った。

さらに、平成24年7月に本県を襲った九州北部豪雨や南海トラフ巨大地震などの大規模自然災害のほか、新型インフルエンザなど本県を取り巻く危機事案は、ますます多様化しており、県民の安全・安心を守るためには、より強固な危機管理が求められていることから、平成25年第1回定例会において、中間報告を行うとともに調査期限を2年間延長したものである。

付託された事件は、次に掲げる6件である。

- 1 地震、津波、洪水等の自然災害に強いまちづくりと減災社会づくりについて
- 2 多様な危機に迅速かつ的確に対応できる人材の育成について
- 3 安全・安心な食料生産と食の安全の確保について
- 4 小規模集落等地域コミュニティの維持・活性化について
- 5 犯罪に強い地域社会の形成について
- 6 震災対策としての高速自動車道等の整備について

本委員会では、今回の付託事件が、県民にとって安全で安心できる、真に住みよい地域を創出するものであるという重要性を認識した上で、本県の危機管理対策の充実に寄与するべく適時に委員会を開催し、付託事件に関する内容等について関係部局等から説明を聴取してきた。

平成25年度は、付託事件とあわせて九州北部豪雨災害の検証を行うとともに、平成26年度は、NPO法人大分県防災活動支援センター理事長等の外部講師を招聘し、地域の防災活動、避難所の運営について調査し、防災の現状について意見聴取した。

さらに、東日本大震災の被災地及び新潟中越地震から10年が経過する新潟県の復旧・復興及び中山間地域の取組を調査するなど、幅広く情報を収集し、鋭意調査研究を進めてきた。

以下、付託事件調査及び結果の概要について報告するものである。

【調査の概要】

I 地震、津波、洪水等の自然災害に強いまちづくりと減災社会づくりについて

1 大分県地震津波被害想定調査結果について

(1) 津波浸水予測調査

県は、平成25年2月に、本県に津波被害を及ぼす可能性のある南海トラフの巨大地震、別府湾の地震、そして周防灘の地震について、津波高と浸水範囲をまとめた津波浸水予測調査の結果（確定値）を公表した。

本県における海溝型地震と活断層型地震に係る過去の活動間隔や地震の発生確率を見ると、南海トラフにおける地震は今後30年以内に70%であることから、この地震を喫緊の課題と捉えている。南海トラフ巨大地震の場合、最大津波高は、県南で高くなっており、最高は佐伯市蒲江丸市尾浦の13.5メートルで、到達時間は1メートルの津波で26分、最大津波で34分となっている。

市町村では、この調査の浸水予測をもとにハザードマップを作成しており、市町村の地域防災計画や今後の防災対策にも反映させることとしている。県は、この調査をもとに、同年3月に地震津波被害想定調査結果を公表した。

(2) 地震津波被害想定調査

地震津波被害想定調査は、平成23年3月11日の東日本大震災を受け、これまでの防災対策を見直すため、改めて地震津波被害の可能性を調査したものであり、避難路・避難場所の確保、避難所運営や備蓄物資の見直しなど、今後、県と市町村とで対策を進める上での資料とするものである。

この調査では、南海トラフ巨大地震の冬の18時が最も死者数が多く、約2万2千人となっている。また、建物被害は、約3万棟が全壊・焼失となり、経済被害は、直接被害額と間接被害額を合わせると、約1兆7千億円という結果になっている。

(3) 減災対策による軽減効果

迅速な避難ができ、かつ津波避難ビルが効果的に機能した場合には、南海トラフ巨大地震による死者数は、約2万2千人から約700人まで軽減できるとの試算になっていることから、平成24年度に新たに養成した2,770人の防災士を加えた約5千人の防災士を活用して、防災訓練などを通じて意識啓発していくこと、津波避難ビルの指定数をさらにふやしていくこと、さらに要配慮者^{*1}対策や避難路・避難場所の確保などを市町村と連携して、引き続きしっかりと行うこととしている。

また、建物を耐震化することで、南海トラフ巨大地震では、約2,300棟が倒壊を免れることから、引き続き、建物の耐震化対策も推進する。

2 大分県地域防災計画の修正について

(1) 平成25年6月の修正

前回修正した平成24年3月以降の国の動向、議会や市町村等の意見、津波等に係る調査報告、九州北部豪雨災害の検証結果等を反映させながら、必要な箇所を修正、追加を行った。見直しの視点として、本委員会の平成25年3月の中間報告における提言等も反映して、修正が行われた。

主な修正点は、以下のとおりである。

ア 防災体制の強化

県の振興局は、災害時だけでなく平常時から市町村と一体となって防災対策に取り組む必要があるとの提言から、地域の防災関係機関等で構成する「防災対策推進ブロック会議」を各振興局に設置するとともに、各振興局の次長を「地域防災監」として配置し、平素から地域の防災力の強化に努めることを明記した。

自主防災組織を活性化するためには、防災士を地域の防災リーダーとして育成することが重要である。防災士指導者研修や防災士と自治会、消防団との連携に向けた防災・減災フォーラムの開催等により、防災士が自主防災組織の要として活動できる環境整備を行うことを明記した。

イ 災害情報の伝達

九州北部豪雨災害では、雨音により、防災行政無線の音が聞き取りにくかったことから、新たに、「避難勧告」等の発令時には、従来のアナウンスに加え、同一サイレン音の使用を県内で統一することを明記した。また、津波発生時には、早期の避難が有効であり、津波の発生を住民に確実に知らせることが重要であるため、呼びかけの音を大津波警報、津波警報、津波注意報ごとに県内で統一することを明記した。さらには、災害発生時には、救助を求める人たちの場所や要配慮者がいることなどを、地上からヘリ等に知らせる必要があるため、黄色と赤色の布をサインとして県内で統一的に使用することを明記した。

ウ 要配慮者対策

災害時に要配慮者が迅速に避難を行うためには、平素から要配慮者に係る情報を消防団や民生委員、社会福祉協議会、自治会等が共有しておく必

要があるとの提言から、情報の収集にあたっては、個人情報保護条例の例外規定の活用を図るとともに、要配慮者や家族に対して情報共有の必要性の啓発に努めることを明記した。

エ 原子力災害対策

国が設置した「原子力規制委員会」が定める「原子力災害対策指針」においては、原子力発電所からおおむね30キロメートルまでの圏域を、原子力災害対策を重点的に実施する区域としており、この区域の自治体は、地域防災計画「原子力災害対策編」を策定することとなっている。

本県の場合、最寄りの伊方発電所からは約45キロメートルの距離にあり、30キロメートルの圏外ではあるが、県民の不安解消と安全・安心を図るため、事故等災害対策編に、国の指針の内容も踏まえた基本的な事項を「放射性物質事故対策及び原子力災害対策」として新たに盛りこんだ。

具体的には、事故発生時における情報収集や住民への情報伝達、環境モニタリング、屋内待避等の防護活動、健康相談や安定ヨウ素剤の配布、スクリーニング等の医療救護活動、飲料水・飲食物の摂取制限などの体制や実施方法について明記した。

(2) 平成26年6月の修正

平成25年6月に修正した以降の本県の防災・減災対策の新たな取組や法律改正等の国の動向を反映させながら、必要な箇所を修正、追加した。

主な修正点は、以下のとおりである。

ア 南海トラフ地震・津波への実践的な備え

(ア) 地域津波避難行動計画の策定と定期的な避難訓練による早期避難の徹底

平成25年に公表した地震津波被害想定調査報告書によると、南海トラフ巨大地震が発生した場合、死者数は約2万2千人と想定されているが、一方で、早期避難率が高い場合は、死者数を約700人まで減少させることが可能とされている。このため、県では、平成25年9月に「大分県津波避難計画策定指針」を策定し、これに基づいて、浸水地域内にあるすべての自主防災組織等においては、地域の実情を反映した津波避難行動計画を策定するとともに、定期的に避難訓練を行い、その内容を検証することにより、迅速かつ安全な避難行動につなげる。

(イ) 地震・津波対策アクションプランの策定と着実な推進

南海トラフ巨大地震・津波による被害を最小限に抑えるためには、具体的な減災目標を掲げ、市町村と一体となって、ソフト・ハードを組み

合わせた対策を推進していく必要がある。このため、県では、26年3月に、南海トラフ地震による死者数を約700人に抑制することを目標とした、「地震・津波対策アクションプラン」を策定した。減災目標を達成するために、3つの柱、27の施策、104の対策項目を設定しており、そのうち55項目には数値目標を設定、市町村とも19項目を目標共有しており、今後市町村と一体となって、目標達成に向けた取組を推進する。

イ 大規模災害時の迅速な応急対策のための備え

(ア) 広域防災拠点基本構想の策定と今後の具体的な検討

東日本大震災の教訓などから、南海トラフ巨大地震のような広域大規模災害が発生した場合、自衛隊、消防、警察などの支援部隊が集結する拠点や、全国から集まる救援物資の輸送拠点となり得る、一定規模のスペースや良好な交通アクセスが確保できる場所が必要となる。

本県では、大分スポーツ公園を広域防災拠点とする大分県広域防災拠点基本構想を平成25年度に策定し、大分スポーツ公園に、必要な情報収集・関係機関との調整等を行う現地調整所機能や全国からの支援部隊の集結拠点機能、救急救助のためのヘリポート・臨時医療施設機能、救援物資の集積・輸送拠点機能を持たせ、今後、必要となる設備等を具体的に検討する。

(イ) 支援ヘリコプターの効率的かつ安全な運用の確保

東日本大震災の発災直後は、陸上からの救助活動が困難な中、全国から集結したヘリコプターが、救助や消火、物資輸送などさまざまな救助・救援活動において、大きな役割を果たした。しかし、発災直後は、ヘリに膨大な救援ニーズが発生するとともに、被災地等に多数のヘリが集中するため、これらの効率的な運用や安全確保のための、運用調整が必要となる。

そのため、県では、平成26年1月に、ヘリ関係機関によるヘリコプター運用調整会議を設置した。平常時から、ヘリの効率的かつ安全に活動できるためのルールづくりを行うとともに、大規模災害時には、災害対策本部内にヘリコプター運用調整所を開設し、ヘリによる活動や安全運航についての調整を行う。

ウ 平時・有事の地域防災力の強化

東日本大震災の際に、法制度上の課題となったもののうち、住民の円滑かつ安全な避難の確保や被災者保護対策等の観点から、災害対策基本法が

改正され、これを受けて、平成26年1月に国の防災基本計画が修正された。これにより、本県の地域防災計画についても、避難行動要支援者台帳の整備の義務化などを新たに盛り込み、平時や有事の地域防災力の向上を図っている。

3 原子力発電所事故対策について

(1) 原子力防災への取組

本県は、最寄りの伊方発電所から最短で約45キロメートルの距離にあり、原子力災害対策重点区域外ではあるが、万が一の場合に備えて、平成25年6月に修正した地域防災計画の事故等災害対策編に原子力災害対策を盛り込んだ。

この計画を踏まえて、着実に防護対策が実施できるよう原子力災害対策に関する実施要領を策定した。また、防護対策を講じる上で何よりも大切なことは、迅速かつ確実な情報を入手することである。そのためには平素から立地県との連携をとっておくことが大事であり、伊方原発に関しては、愛媛県との間で情報の連絡・通報等に関する確認書を取り交わすとともに、定期的に意見交換の場をもつ等の連携強化を図っている。

さらには、万が一の場合に備えて、いち早く正確な情報を関係機関、住民等に知らせるため、愛媛県の原子力防災訓練に参画し、愛媛県からの情報連絡を受け、県漁協等の関係機関に伝達する情報伝達訓練を行った。

加えて、防災関係者に原子力災害対策や放射線の特性等についての理解を促進するため、原子力防災基礎研修会やスクリーニング技法を習得する講習会を開催した。

(2) 原子力災害対策

ア 情報収集と伝達・広報体制の確保

立地県と情報の通報・連絡体制を確保し、迅速に情報を収集し、関係機関に伝達する。伊方発電所に関しては、事態の進行に応じて、オフサイトセンターに職員を派遣し、情報収集体制を強化する。また、関係情報については、住民等へ迅速かつ適切なタイミングで情報伝達・広報を行うとともに、住民からの問い合わせに応じる相談窓口を設置する。

イ 環境放射線モニタリングの実施体制の確保

平常時から、大気中の放射線量や環境試料中の放射線濃度を測定するモニタリング体制を整え、万が一の場合はモニタリングチームを設置し、緊

急時モニタリングを実施する。

ウ 防護措置の実施体制の確保

放射性プルーム通過時には、①屋内退避または一時移転、②安定ヨウ素剤の予防服用、③体表面スクリーニング、④飲食物等の摂取制限などの具体的な防護対策を行う。

4 火山対策について

(1) 火山の状況

国内には110の活火山があり、そのうち47の火山が、平成21年6月に国の火山噴火予知連絡会によって、「火山防災のために監視・観測体制の充実等の必要がある火山」として選定された。

県内の活火山としては、鶴見岳・伽藍岳と九重山、由布岳の3つがあるが、そのうち、鶴見岳・伽藍岳と九重山が、監視・観測体制の充実等が必要な火山に選定されている。両火山は、気象庁等による常時監視が行われている。

(2) 火山防災対策の取組

国は、平成23年12月に防災基本計画を修正し、火山防災協議会を設置して、噴火シナリオの作成や火山ハザードマップの作成、噴火警戒レベルの設定、避難計画の策定など火山災害対策を推進するよう求めている。

九重山については、噴火警戒レベルの導入まで終了しており、今後、避難計画の策定に向けて、関係機関等と協議を進める。

鶴見岳・伽藍岳については、平成26年2月に設置した火山防災協議会において、噴火シナリオの検討や噴火警戒レベルの導入などについても協議を行うこととしている。

また、御嶽山の噴火を受け、関係機関による「火山噴火に対する登山者等の安全確保に関する連絡会」を平成26年11月に設置し、各機関の取組について情報共有をおこなうとともに、今後取組方針をとりまとめ、実施可能な取組は直ちに着手していくこととしている。

5 大分県石油コンビナート等防災計画の見直しについて

平成25年6月の県地域防災計画の修正と東日本大震災に伴う石油コンビナート事故の検証結果等を踏まえ、平成26年2月に大分県石油コンビナート等防災計画の見直しを行った。

主な見直しは、以下のとおりである。

(1) 南海トラフ巨大地震への備えに係るもの

ア 耐震化

タンクやプラント等の重要設備の耐震性の確保や、人的被害を防止するため事務室等の有人建屋の耐震化を推進する。

イ スロッシング（容器内の液体が外部からの比較的長周期な振動によって揺動すること）

原油の流出や、浮き屋根とタンクの衝突によりリング火災等が発生した場合の対策として、タンクの構造・設備の強化、適正な液面管理による空間高さの確保等に努める。

ウ 液状化

不等沈下に伴う配管やパイプライン等の破損による危険物の流出と火災発生を被害想定として、地盤や基礎の強化と破損防止のためのフレキシブルチューブの導入などの対策に努める。

エ 津波からの防護施設の整備

津波による被害を防止・軽減するため、最大クラスの津波に対して、護岸等の海岸保全施設の整備に努める。

(2) 災害時に機能する防災体制の確立

ア 防災体制

コンビナート単独災害と地震・津波による複合災害に分けて、災害の規模、態様に応じた第1次体制から第3次体制までを設定した。

イ 防災体制の一元化

広域・大規模災害時には、災害対策基本法に基づく「災害対策本部」と、石油コンビナート等災害防止法に基づく「石油コンビナート等防災本部」が並立することになるため、災害対策本部の総合調整室内に、石油コンビナート対策班を設置し、限られた人的・物的資源を災害対策基本法上の災害対策本部で一元化し、災害対応を行うこととした。

ウ 現地対策調整本部

単独災害時には、発災事業所に迅速な情報収集と関係機関の連絡・調整を行う現地対策調整本部を設置する。

6 地震・津波対策アクションプランについて

平成25年2月に公表した津波浸水予測調査及び3月に公表の地震津波被害想定調査の結果等を踏まえ、地震・津波等による被害の最小化を図るため、策定後5年が経過する地震減災アクションプランを見直し、平成26年3月に地震・津波対策アクションプランを策定した。

(1) 減災目標

喫緊の課題である南海トラフ巨大地震について、地震津波被害想定調査結果で示された死者数約2万2千人を約700人に抑制することを目標とする。

(2) 目標指標

アクションプランで掲げる104の対策項目のうち、55の対策項目に目標指標を設け、その一部については、県と市町村が目標を共有し、各市町村においても実情に応じた目標を設定して取り組むこととした。

(3) 推進体制

市町村防災担当部と県の各部局や振興局等で構成する大分県防災対策推進委員会において、プランに掲げる目標の達成状況を点検・協議することなどにより、プランを着実に推進する。

(4) 見直しのポイント

ア 早期避難の徹底

地震に伴う津波からの早期避難を徹底し、15分以内に全ての人々が避難行動を開始することにより、地震津波被害想定調査報告で示された人的被害の軽減を図る。県内の沿岸部において、地域津波避難行動計画を作成し、計画に基づき避難訓練を繰り返し実践することにより、地域住民の早期避難の徹底を促進する。

イ 地域防災力の向上

自主防災組織等における防災士の確保を促進し、地域社会における防災力を向上させることにより、被害を最小限に抑える減災社会づくりを推進する。養成した防災士が地域における防災訓練や啓発活動などにおいて活躍できるようスキルアップを支援するとともに、ネットワーク化を進める。

ウ 市町村との目標の共有

全県的に設定する目標を県と市町村が共有し、市町村においても、地域の実情に応じた目標指標を設定し、計画の実効性の向上を図る。

(5) 計画期間

平成26年度から平成30年度

7 自主防災組織の活性化について

豪雨災害や南海トラフ巨大地震による大規模災害では、自助・共助が重要であり、その役割を担うのが自主防災組織である。この自主防災組織の充実については、一義的には市町村の責務となっているが、災害による被害を軽減するため、県も市町村と一体となって自主防災組織の活性化に取り組んでいる。

(1) 自主防災組織の役割

平常時の自主防災組織の役割は、①地域住民に対する防災・減災知識の普及・啓発、②避難路や避難所等の防災点検の実施、③実践的な避難訓練を企画・立案し、実施することである。また、災害発生時の役割は、①地域住民への避難呼びかけ、避難誘導など率先避難の実践、②避難者名簿、所在不明者リスト等の消防団等への情報提供、③公的支援が届くまでの間、避難所の運営を主導すること等である。

(2) 自主防災活動の実施状況

県内の自主防災組織数は、平成25年4月1日現在、3,454組織で、自主防災組織率は92.4%となっている。また、平成25年度の避難訓練等は、1,454の組織で実施されており、県平均実施率は42.1%で、年々高くなっている。実施率が100%の市町村もあるが、中にはまだまだこれから実施率を高めていかなければならない市町村もある。津波浸水区域の避難訓練等の実施率は、90%を超えて実施している市町村もあるが、県平均では61.6%となっている。

(3) 防災士の状況

平成26年7月末現在の県内の防災士数は、5,325人で、このうち女性は496人である。防災士数は、東京都に次いで全国2位であり、人口当たりの防災士数は全国1位となっている。また、自主防災組織等における防災士の確保割合は、59.2%となっている。このうち、津波浸水区域内の確保割合は、74.7%となっている。

(4) 大分県自主防災組織活性化支援センターの開設

全ての自主防災組織で防災士が確保されていないことから、1自主防災組織に最低1人の防災士の配置を目指して養成していく必要があるとともに、避難所の運営等には、女性の視点が大切なことから、女性防災士も養成していく必要がある。また、防災士が活動しやすい環境の整備も大切であり、スキルアップや防災士相互のネットワーク化等の取組も必要である。

このような課題に対応し、養成した防災士が地域の中で積極的に活動できる

よう、平成26年4月には、市町村と県が連携して、大分県自主防災組織活性化支援センターを開設した。自主防災組織などにおいて防災士の養成を図る防災士養成研修、スキルアップを目的とした防災士スキルアップ研修、ホームページ等を通じた最新の防災関連情報や先進的な活動事例の情報提供、防災士等からの相談対応や防災士への指導などを行い、防災士の活動環境の整備を継続的に支援する。

(5) 防災の現状

本委員会では、NPO法人大分県防災活動支援センター理事長等の外部講師を招聘し、地域の防災活動、避難所の運営について調査し、防災の現状について意見聴取した。

ア 地域の防災活動

災害の規模が大きくなるほど公助による住民への迅速な援助は期待できない。大規模な災害では、防災の基本は、自助7：共助2：公助1といわれている。そうしたことから災害時での防災士の活躍に期待するところは大きい。

本県の防災士は、自治会の役員と兼ねて防災士の資格を取得している人が多く、役員を辞めると防災士の任務もおりてしまう傾向がある。また、学校や企業、病院にも防災士は必要である。

今後、防災士と自主防災組織の連携、防災士と相互のつながりを持つための組織づくりを行うなど、防災士が活動しやすい環境整備が求められる。

イ 避難所の運営

避難所では、まず、避難者名簿を作成することが重要であることから、避難者の個々の容体・要望を聞き取り、名簿を作成するなどの疑似体験を行い、避難所開設時の課題を確認した。

避難所の運営にあたっては、通路を確保し、情報掲示板や男女更衣室を設けること等が必要である。そのため、平時から避難所の平面図を作成し、事前にスペースの割り振りを決めている自治会もある。

また、避難所運営組織を確立することで、給水・給食、日用品等の必要数の把握及び配付、情報収集・伝達を組織的に実施し、避難生活を円滑に行うことが重要である。また、女性の視点を取り入れるために、運営に関わる役員に女性を必ず加えることが求められる。

さらに、地震や豪雨などの直接的な災害で助かった命を避難所生活でなくさない、いわゆる「災害関連死」を防止することが大切である。

8 災害対応にかかる市町村との連携について

県では、災害発生時はもとより、平常時から市町村と一体となって取り組むため、県と市町村防災担当部局をメンバーとする大分県防災対策推進委員会を設置するとともに、地域においても、顔の見える関係を築くため、防災関係機関・団体、ボランティアなどとの連携強化を目的としたブロック協議会を設置している。また、地域の防災対策の要として、振興局ごとに地域防災監を配置している。

主な取組事例は、以下のとおりである。

(1) 災害の発生が予想される場合

台風が、県内に大きな影響を及ぼすと予想される場合、進路等の予測を勘案し、大雨や暴風の警報が発表される前から、災害対策連絡室等を立ち上げ、気象台による台風の解説等の情報を県・市町村で共有する。そして、県民への注意喚起を行いつつ、前もって避難所の開設準備を行い、早い段階で避難を呼びかけ、住民の早期避難の行動につなげるよう取り組んでいる。

また、影響の大きい台風の接近が予想される場合の県と市町村が連携した適時適切な対応について、あらかじめ行動の目安を定める「台風事前防災行動計画（試行案）」を平成26年12月に策定している。

(2) 災害が発生した場合

災害発生時に市町村は、住民の避難や現場の対応に迫られ、県に災害関係の情報が入ってこないことが想定される。そうした場合には、県から市町村へ情報伝達支援や連絡調整を行う情報連絡員（リエゾン）を派遣し、連携体制の維持を図ることとしている。今後は、市町村自身の被災も想定し、より充実した連携、支援ができるような体制整備についても検討していきたいと考えている。

(3) 関係システムの連携

市町村が、避難勧告等を発令したときは、防災行政無線や県民安全・安心メールなどさまざまな手段で住民への周知を行う。加えて、県へ速やかに報告し、また報道機関への情報提供もしなければならないが、各種情報システムの処理数が多く、平成24年の九州北部豪雨の際にもそれらに時間を要することが課題にあげられた。そこで、県において、平成25年3月から関係システムの連携を行い、市町村の入力作業を一元化し、住民への情報伝達の迅速化を図った。

9 小中高における防災教育・訓練の現状と対策について

(1) 公立学校における防災教育・訓練の現状と対策

ア 現状

各学校では、学校安全計画を作成し、各教科や総合的な学習の時間、特別活動など、学校の教育活動全体を通じて、児童生徒の発達段階に応じた防災教育を計画的に行っている。

平成24年度の公立の小中高等学校における避難訓練等の実施状況は、避難訓練はほとんどの学校で実施されており、年間3回以上実施している学校の割合は、全体の58%である。また、避難訓練の対象となる災害は、地震が96%、火災が98%の学校で行われている。津波については45%であるが、津波の危険性がある沿岸部の学校については、全ての学校で津波に対する避難訓練が実施されている。

避難訓練の実施方法は、学校単独で実施している割合は、94%で最も多く、地域住民と合同で行っている学校は9校で、2%しかない。しかし、避難訓練の充実を図るための方策として、地域住民と合同で行おうと考えている学校が163校、35%となっている。また、東日本大震災後、避難訓練の内容が変わった学校は76%であり、変更点は、避難経路31%、避難場所41%、役割分担30%、2次避難場所の設定が33%などとなっている。このことから、各学校の防災に対する意識の変化と計画の内容が改善されている状況が伺われる。

イ 対策

教育委員会では、国の委託事業を活用し、防災教育モデル実践事業を行っている。平成24年度は、小学校2校・中学校1校で、平成25年度は、中学校2校をモデル実践校に指定し、緊急地震速報受信システムを活用した避難訓練や地域住民との合同防災キャンプなど、実践的な授業や避難訓練のあり方などについて研究・実践している。

各校で公開研究発表会を開催するとともに、実践事例集を作成・配布することで、その取組を県内の学校に広めるように取り組んでいる。

また、教職員防災教育研修事業では、管理職や学校安全担当の教職員を対象に、学校安全防災研修会を開催し、最近被害が多くなっている豪雨や竜巻、土砂災害等についても研修を行い、専門的知識や資質の向上を図っている。

(2) 私立学校における防災教育・訓練の現状と対策

ア 現状

平成24年度の私立学校における避難訓練の実施状況は、宗教法人立及び広域通信制高等学校を除きすべての学校で実施されている。その訓練の対象となる災害については、火災が94.2%、地震が93.0%となっている。津波については津波浸水想定校21校を上回る学校で実施されている。また、東日本大震災後に避難場所や避難経路の変更及び2次避難を想定した訓練の実施等の改善が見られる。

イ 対策

県では、災害時に子どもたちの生命・身体の安全確保を図るため、こうした私立学校が実施する、防災教育・訓練に対し、国庫補助事業を活用し、支援を行っている。各私立学校ではこの事業を活用し、防災教育に必要な備品の整備等を行っている。

また、防災教育として、自衛隊と連携した炊き出し訓練、自衛隊員による防災指導、スクールバス送迎時における地震発生を想定した訓練、保護者による防災紙芝居及び防災マップの作成研修、防災講演会の実施、地震体験車による地震の疑似体験などを実施している。今後も防災教育に対する学校独自の取組が行われるよう、引き続き支援を行う。

10 平成24年九州北部豪雨災害に係る検証について

(1) 要配慮者関係

ア 検証

被災自治体の職員や自治委員、民生委員からの聞き取りによると、安否確認や避難情報の伝達には、平常時に整備した要配慮者台帳が役立ったという報告があった一方、要配慮者台帳では高齢者情報はおおむね把握できているが、障がい者情報は不十分だったという実情や、要配慮者台帳は、自治会長と民生委員のみが所持しており、民生委員自らが被災し活用できないケースがあったとの報告もあった。

また、避難支援にあたっては、自治会全体で近隣に声を掛け合い、高齢者の避難を支援できたという報告のほか、地域の見守りネットワーク体制で安否確認を行い、要配慮者の避難支援を行った地域もあった。しかし、一人の民生委員が何人もの要配慮者の支援者になっている地域もあり、そういった地域では、一人の民生委員が複数の要配慮者の支援を行うことは

困難という声も聞かれた。

さらに、要配慮者が参加した地域の避難訓練は実施されていなかった状況も明らかになった。

加えて、社会福祉施設職員が介護の必要な要配慮者を福祉施設に緊急入所させたという実例や、市町村・県の保健師がチームを組んで、避難所や自宅訪問を行い、健康チェック、健康相談を実施したとの報告もあった。

今回の災害では、幸いにも避難支援の遅延や避難所での生活環境の悪化で、要配慮者が死亡するという例はなかったが、施設への緊急入所や医療機関への緊急入院に至らない要配慮者の、避難所等での福祉・介護のケア体制は整備されていたとはいえない。また、一般避難所、体育館内にトイレがなかったり、和式トイレしかない避難所では簡易洋式トイレが必要となったという報告もあった。

イ 今後の課題

全ての要配慮者情報を事前に把握し、民生委員はもとより、自治会や自主防災組織、消防団などの関係機関で、その情報を共有することが必要である。また、災害時における要配慮者の支援には、地域全体での日ごろからの支え合いの力が大変重要になる。さらに、要配慮者の避難所生活を支援する、福祉・介護人材や保健師などの確保や連携体制、避難環境の点検・改善が必要である。

ウ 今後の取組の方向性

(ア) 市町村による避難行動要支援者^{*2}名簿の作成、避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供、個別計画策定の推進

関係部局等が把握している要配慮者情報を基に避難行動要支援者名簿を作成するとともに、名簿情報の共有化を広げるため、個人情報保護条例の目的外利用の例外規定の活用や、避難行動要支援者の同意を取るきめ細かな取組を推進しなければならない。

あわせて、個々の避難行動要支援者ごとに避難支援等関係者との関連づけ等を明らかにした個別計画の策定にも取り組む必要がある。

(イ) 小地域を単位とした平常時の支え合いの仕組みづくりの促進

市町村の取組と並行して、災害時にも活かされる住民主体の共助の取組の促進が重要である。具体的には、自治会活動、サロン活動、ボランティア活動等の活性化を始め、地域福祉の核となる社会福祉協議会による地域資源のコーディネート機能の強化、また、専門的スキルや設備を有する社会福祉施設の地域貢献活動の促進も重要である。

(ウ) 要配慮者のエンパワメントの促進

当事者団体や家族会への働きかけを行うとともに、支援活動を行うNPOとも連携し、要配慮者自身の自助の意識を高め、地域住民との交流を通じ、「自分にできること、支援をお願いしたいこと」を地域に伝えていく必要がある。

(エ) 福祉避難所等で要配慮者のケアを担う福祉・介護人材の確保

社会福祉施設、職能団体等による人材ネットワークの構築が必要である。

(オ) 要配慮者に必要とされる備蓄物資の拡充

簡易トイレやおむつ等に加え、簡易ベットやストーマ装具などの備蓄物資の拡充が必要である。

(2) 災害ボランティア関係

ア 災害ボランティアの活動状況

九州北部豪雨では、中津市、日田市、竹田市及び由布市で、県内外から計約1万人のボランティアが活動した。また、平日のボランティアが不足している等の情報があったことから、県社協と共同で、7月18日から22日の5日間、大分市から各被災地に向けて大型のボランティアバスを運行した。中津市に1台、日田市に1台、竹田市に10台の計12台を運行し、409人が利用した。作業は家屋の泥だしや濡れた家具や畳の運搬など、炎天下と、何回も警報の出る天候が激しく変化する中、ボランティアは、泥だらけになって作業を行った。

●各市で活躍したボランティアの数等

	中津市	日田市	竹田市	由布市	総数
被災した日	①7/3②7/12	①7/3②7/12	7/12	7/3	-
センター運営期間	7/5-8/11	7/5-8/19	7/15-8/5	7/8	-
ボランティア数	3,337	2,660	3,631	157	9,785
ボランティアバス利用者	41	40	328	-	409

イ 災害ボランティア業務における各機関の役割と関係

ボランティアの方々の善意を効果的に活かし、災害発生時から復旧期までボランティア活動が円滑に行われるよう県災害対策本部被災者救援部にボランティア調整班を設置している。

この班では、ボランティア活動を円滑かつ効果的に支援するための総合調整窓口として、県内のボランティア活動にかかる情報を収集し、一元的

な管理を行う。具体的には、報道機関へのボランティア活動に関する情報提供や、県庁ホームページを活用した広報を行う。加えて、発災後に県社協内に設置される県社協災害ボランティアセンターへの人員の派遣、被災状況やライフラインの復旧状況に関する情報提供を行い、センター運営を支援する。

また、県社協災害ボランティアセンターは、現地災害ボランティアセンターへの人員の派遣や情報提供による後方支援に当たる。現地災害ボランティアセンターの設置・運営は、被災した市町村の社協が中核を担う。被災した市町村は、センターへの人員の派遣や情報提供などにより運営を支援する。

さらに、現地災害ボランティアセンターにおいて災害ボランティアの受け入れと配置を適切に行うためには、県社協災害ボランティアセンターとの情報の共有や連携が重要となることから、現地災害ボランティアセンターには、県や市町村の職員、県内外の社協、NPOなどが応援に入り、多様なメンバーが協働で運営する。

ウ 課題と対策

九州北部豪雨災害時には、この仕組みのもと、被災市の社協が災害ボランティアセンターを運営し、約1万人のボランティアが活動したが、詳細なマニュアルがない、また、手探りの中での活動であったため、①センターの設置場所決定の遅れ、②センターの指揮命令系統が不明確であったことに起因する運営上の混乱、③センター運営経験が豊富な職員の不足、④被災者ニーズの把握と、ニーズに対する適切なボランティア配置の遅れなどの課題が浮き彫りとなった。

その際の教訓を生かし、災害時に必要な項目をまとめて、被災市以外の社協や行政機関にも周知を図るため、平成25年3月、「大分県災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」を作成した。

また、センター運営の核となるリーダーの育成が必要なことから、センターの設置や運営を担う社協の職員を対象に、リーダーを育成する専門的な研修会を実施する。加えて、リーダーの指示を受け、事務作業をこなすスタッフ育成のため、県振興局、市町村、社協、NPOや防災士などを対象にセンター運営のノウハウを学ぶ研修会を開催することとした。

1 1 平成24年九州北部豪雨災害に係る復旧・復興状況について

九州北部豪雨においては、「これまでに経験のない」記録的な雨量となり、県内各所で甚大な被害を受けた。県では、大分県水害対策会議を立ち上げて、復旧・復興推進計画を作り、被災者、農林水産業・商工業等への支援、社会資本、教育・文化施設等の復旧・復興に取り組んだ。

社会資本に係る復旧・復興状況は、以下のとおりである。

(1) 公共土木施設

公共土木施設全体の復旧状況と見込みについては、平成25年5月29日時点で、道路、河川、砂防を合わせて847カ所のうち、832カ所、98%の箇所を発注し、477カ所、56.3%の箇所が復旧している。6月末までにはおおむね7割の箇所が復旧予定であり、残る3割の箇所では現地の状況に応じて、今後の出水に備えた対策を講じている。

●道路・河川等の復旧状況

H25.5.29 現在

施設名	事業箇所数					本復旧割合
		応急復旧	査定済	着手済	本復旧	
道路	145	31	145	144	116	80.0%
河川	549	48	549	536	291	53.0%
砂防施設	153	8	153	152	70	45.8%
計	847	87	847	832	477	56.3%

(2) 農地・農業施設等

農地・農業用施設等の復旧については、事業主体は市町であり、平成25年5月29日現在で、全体の事業箇所4,157カ所のうち、約60%の2,529カ所で復旧工事に着手している。これまで、頭首工や揚水機、幹線用水路等、特に今年の田植えに不可欠な用水施設から優先して工事の発注を行ってきたが、農地を含め第二四半期には、ほぼ全ての発注が完了する見通しとなっている。

被災を受けた農地については、市町とも連携し、復旧工事の完成や仮畦畔等の営農対策により、被災面積のおおむね8割で作付けが可能となるよう進めている。現在、6月末をめどに、この作付け状況の確認作業を行っているが、最終的には8月下旬頃に集計が上がる農業共済の加入面積を分析することによ

り、個人ごと、あるいは集落内での転作田の交換等で全体として被災前と同様の作付けができたかどうかを確認したいと考えている。

●農地・農業用施設等の復旧状況

H25.5.29 現在

農地・農業 用 施設等	事業箇所数					本復旧 割合
		応急復旧	査定済	着手済	本復旧	
計	4,157	99	4,157	2,529	466	11.2%

※1 要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者。

平成25年6月25日の災害対策基本法の一部改正では、従前の「災害時要援護者」と同義で「要配慮者」が用いられ、大分県地域防災計画等においても「要配慮者」を用いていることから、本報告書では、「災害時要援護者」の概念を「要配慮者」の用語に統一した。

※2 避難行動要支援者

「要配慮者」のうち災害時に自ら避難することが困難であるもので名簿を作成し避難支援を行う対象者。

Ⅱ 多様な危機に迅速かつ的確に対応できる人材の育成について

1 災害発災時における県の対応体制について

本庁の災害対策体制については、風水害や地震・津波、火山の噴火など様々な災害に対し、いち早く情報を収集し、迅速に対策を講じるため、まず、初動対応として「災害対策連絡室」を設置する。さらに、被害の状況やその拡大に応じて全庁的な災害対策を実施する体制へと段階的に強化する。災害発生地域の振興局や市町村においても、同様の体制が構築され、本庁と密接に連携を図りながら被害情報等の収集に努め、各部においては必要に応じて災害応急対策を行う。

また、被害が拡大するおそれがある場合や震度5弱の揺れが観測された場合などには、「災害警戒本部」を設置し、体制を強化して対策にあたり、加えて、著しい被害の発生が予測される場合には、知事を本部長とする「災害対策本部」を設置し、部局横断的に連携して全庁的な対策を行う。

平成24年の九州北部豪雨では、7月の月上旬から中旬にかけての短期間で、3度、「災害対策本部」を立ち上げ、支援物資の提供や避難所の運営支援、被災者の住宅確保などを迅速に実施した。

より実践的な防災訓練等を実施し、災害発生時の実践力の強化を図るとともに、絶えず体制のあり方を見直すことなどにより、災害対応体制の充実に努めている。

2 県職員の災害対応能力向上への取組について

平成26年3月14日午前2時6分に発生した伊予灘地震では、県内で震度5弱を観測した。その際、地震発生後30分以内に関係職員が参集し、直ちに「災害警戒本部」体制が確保された。これは、これまでに取り組んできた、防災士の養成や研修会、訓練実施により、職員の防災・減災意識が高まった結果であると考えている。引き続き、訓練や研修等を通じて、風水害や地震・津波に備えた県職員の災害対応能力の向上に努める。

具体的な取組については、以下のとおりである。

(1) 県職員の防災士資格取得

災害等が発生した場合に迅速かつ的確に対応できるかどうかは、実際に応急対策等を担う組織のあり方と人材の資質によるところが大きい。職員は平時から防災の知識を深め、研修や訓練に参加し、防災を担う要員として、防災の知識や技能を習得し、対応能力の向上を図ることが重要である。

県では、平成24年度から地域の防災力を担う自主防災組織の活性化を図るため、その要となる防災士の養成に取り組んできた。県職員についても、行政

職員としてのスキルアップ、地域防災活動への参画を目的として、この研修を受講させ防災対策を進める上で必要な知識・技能を習得させることとした。

県職員防災士については、特に災害対策本部や地区災害対策本部でのリーダーや応急対策に従事する要員となりうる職員を優先に養成し、平成26年9月現在で474人が資格を取得している。このうち、110人については、平成25年10月にスキルアップ研修を行った。

今後は、県職員防災士の地域防災活動への積極的な参画を推進する。

(2) 危機管理研修会の実施

職員の災害対応時に必要となる知識と技能を習得するため、部局長、所属長などの幹部職員に対しては、危機管理研修会を開催するとともに、一般職員を対象とした部局横断研修会や専門研修会も開催している。

(3) 防災訓練

東日本大震災を踏まえて見直した県災害対策本部体制が効果的に機能するよう毎年、図上訓練を行っている。訓練のための訓練ではなく、実践的な訓練となるよう、実際に近い最悪の状況を想定し、あらかじめシナリオを示さないブレインド式の訓練手法を導入することで、職員の対応能力の向上に努めている。

3 新型インフルエンザ等に対する対応について

(1) 鳥インフルエンザ

新型インフルエンザの発生は、人から人への感染が効率よく、かつ持続的に起こる状況になって、WHOが警戒期 (Alert phase) ^{*1}を宣言した場合であり、鳥から人へかなり効率よく感染が起きているが、人から人への感染はほとんどないか、あったとしても限定的である状況では鳥インフルエンザということになる。

鳥インフルエンザA (H7N9) については、これまで感染症法上は、四類感染症であったが、平成25年、中国での患者発生を受け、国は、同年5月に指定感染症及び検疫感染症に指定し、二類感染症相当の位置づけとした。これにより、検疫法に基づく水際対策を行い、万が一国内で患者が発生した場合は、入院勧告・措置、就業制限その他の措置の対象となり、患者の迅速な把握及び適切な医療の提供が可能となった。その後、国は法改正を行い、鳥インフルエンザA (H7N9) 平成27年1月21日付けで二類感染症に追加した。渡航歴があり、鳥インフルエンザA (H7N9) の疑いがある患者を診察した医師は、保健所に連絡し、県の衛生環境研究センターにおいて咽頭拭い液や喀痰な

どの検体検査を行う体制を整備している。

(2) 新型インフルエンザ等感染症

新型インフルエンザ等感染症は、感染症法上強力な対策が規定されており、これに加え、平成25年4月に新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行された。

この法律においては、新型インフルエンザ及び全国的大流行かつ急速なまん延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、体制整備や甚大な被害が予想され、緊急事態宣言を発した場合の、様々な措置について定めている。

例えば、特定接種の実施として、医療の提供業務や日常生活や経済活動の安定に寄与する業務を行う事業者等に対する先行的予防接種に関する事項なども規定されている。

(3) 新型インフルエンザ等危機管理体制

パンデミックとパンデミックの間の時期（Interpandemic phase）^{※2}の段階では、情報の収集や分析、対応の確認などに取り組む。平成25年に中国で鳥インフルエンザA（H7N9）が発生した時は、4月に「健康危機管理対策調整会議」を開催し情報を共有するとともに、全庁的に新型インフルエンザの発生に前もって備えるため、「危機管理委員会幹事会」を招集した。

警戒期（Alert phase）宣言以降になると、「危機管理組織」、「情報の収集」、「情報の提供」、「医療」「感染拡大の防止」、「社会経済機能の維持」の6つの柱により対策を推進し、危機管理組織として、大分県新型インフルエンザ等対策本部を設置する。知事を本部長とする対策本部では、感染拡大の防止や医療の提供、社会機能の維持などについて、国や市町村、関係機関と連携を密にしながらかつ効果的かつ速やかに対策を実施する。

※1 警戒期 (Alert phase)

※2 パンデミックとパンデミックの間の時期 (Interpandemic phase)

WHOは、平成25年6月、インフルエンザの感染拡大に備える警戒水準（フェーズ）を6段階に分類する従来基準を改め、ウイルスの世界的な広がりに応じて4段階に判断する基準に改めた。

① パンデミックとパンデミックの間の時期 (Interpandemic phase) :

新型インフルエンザによるパンデミックとパンデミックの間の段階。

② 警戒期 (Alert phase) :

新しい亜型のインフルエンザの人への感染が確認された段階。

③ パンデミック期 (Pandemic phase) :

新しい亜型のインフルエンザの人への感染が世界的に拡大した段階。

④ 移行期 (Transition phase) :

世界的なリスクが下がり、世界的な対応の段階的縮小や国ごとの対策の縮小等が起こりうる段階。

(仮訳：厚生労働省健康局結核感染症課新型インフルエンザ対策推進室)

Ⅲ 安全・安心な食料生産と食の安全の確保について

1 鳥インフルエンザ対策について

(1) モニタリング体制

国内での発生を予測するため、モニタリングを行っている。通常時は、「家きんや死亡及び衰弱した鳥の監視」を実施しており、家きんの飼養者に対しては、家畜保健衛生所が、消毒や立入制限などの飼養衛生管理基準の徹底と、県内12農場での定点モニタリングを毎月1回、また、渡り鳥の飛来時期で感染リスクの高まる10月から5月にかけては、隣国における発生状況を勘案して、28農場において1回の強化モニタリングを行っている。なお、家きんで陽性が確認された場合は、「大分県特定家畜伝染病総合対策本部」を立ち上げ、直ちに防疫作業を開始する。

野鳥と家きん以外の愛玩鳥については、家畜保健衛生所、振興局、保健所が連携を取りながら、国外からウイルスを運んでくるリスクの高い「カモ類」やそれらを捕食する「猛きん類」の死骸等を回収して検査を実施し、ウイルス流入の有無を監視している。

また、家きんと同様に、渡り鳥の飛来する10月から4月にかけては、月に1回、駅館川周辺において野鳥の糞を採取し、ウイルスをもった野鳥が飛来していないか定点調査を行っている。なお、野鳥で陽性が確認された場合、国において重点監視区域が設定されるとともに、周辺地域における他の野鳥の大量死などの確認や、家畜保健衛生所等との情報連携を密にして、家きん飼養農場への立ち入り検査を実施する。

(2) 疑似患畜確定までの対応

家きん飼養農場から、死亡などの異常鶏発生の通報を受けた場合、家畜保健衛生所が立ち入り検査を行う。A型インフルエンザ検査の簡易キットで陽性と判定されると、「疑われる事例」の発生となり、「大分県特定家畜伝染病総合対策本部」の幹事会・現地対策本部の準備会を設置するとともに、国と協議の上、国と県が同時に公表することとなっている。並行して、防疫計画書の作成や防疫作業動員者の招集など、初動防疫の準備が進められる。

その後、遺伝子検査で、H5若しくはH7亜型の鳥インフルエンザウイルスの陽性と判定されると、感染がほぼ間違いない「おそれ畜決定」となり、知事を本部長とする「大分県特定家畜伝染病総合対策本部」を設置、会議開催後、国と協議の上「疑似患畜」として同時公表するとともに、直ちに防疫作業を開始する。

(3) 各対策本部と連携体制

遺伝子検査で陽性となり「おそれ畜」と決定された家畜が確認された場合、知事を本部長とする「大分県特定家畜伝染病総合対策本部」を設置する。

また、発生地には、振興局長を本部長とする「現地総合対策本部」を設置し、その下に、家畜保健衛生所長を長とする「現地防疫対策部」と振興局次長を長とする「現地防疫支援対策部」を設置し、県庁内の総合対策本部と現地総合対策本部及び警察や市町村、関係団体等と連携を取れるような体制を整備する。

(4) 家畜伝染病防疫対策チーム（B－S A T）

B－S A Tは、鳥インフルエンザや口蹄疫といった家畜伝染病発生時の特別チームであり、農林水産部所属の獣医師、畜産普及指導員計28人で構成されている。現地での防疫作業のプランニングの補佐、動員者を指導することにより、発生時に迅速で的確な防疫対応が行えるよう、日ごろから要領等の検討や防疫演習を定期的実施し、万が一に備えている。

(5) 発生に備えた備蓄等の状況

県内4つの家畜保健衛生所に、現地の初動防疫に必要な防疫服・長靴・マスク・ゴーグルなどの防疫資材200人分のほか、埋却用のブルーシートや消毒用の噴霧器などを常時備蓄している。また、発生時に備蓄輸送や埋却作業、車両消毒、動員者の輸送等が円滑に行われ、防疫作業が24時間体制で迅速に実施できるよう、各業界団体と協定を締結し、協力体制を整備している。

IV 小規模集落等地域コミュニティの維持・活性化について

1 中越地震からの復旧・復興及び活性化の取組について

本委員会では、防災対策や中山間地域の活性化の取組について、先進事例を学び、課題等を検証するために、新潟県において、県外事務調査を行った。

新潟県では、平成16年10月23日に新潟県中越地震が発生し、最大震度7、死者68人、12万人を超える避難者を出した。この地震では、中山間地域の集落で大きな被害が発生し、すでに進行しつつあった過疎・高齢化を加速させることになった。

そうした中、地震から10年が経過する中山間地域の復旧・復興及び活性化に取り組む2つの団体を訪問し調査を行った。

(1) おぢや復興ネットワーク（小千谷市）

おぢや復興ネットワークは、集落の再生・復興に取り組む個人・団体等の活動を支援し、相互の情報共有化と交流・連携を促進しながら、地域住民の主体的な取組を持続的・効果的にする仕組みの構築を目指す団体である。復興基金等を活用し、「地域復興支援員」を設置する事業を始めとするさまざまな事業に取り組んでいる。

地域復興支援員は、地域のコミュニティを維持するため、それぞれの担当地域に入ってその地域に合った活動支援を行っている。

例えば、東山地区では、震災前の人口は1,100人であったが、震災後は、600人と半減し、5年で約20年分の過疎化が進んだ状況となった。そうした中、住民が主体的に今後の集落のあり方を検討する動きが起こり、地域復興支援員とともに復興計画を策定した。各集落の自治機能が低下していくことを見越し、「地区のまとまり」と「外の力」で復興を推進することを復興方針とし、話し合いが進められた。

「地区のまとまり」としては、各集落の人口の密度が薄くなったことから、各集落の団体やイベントを東山地区全体としてまとめることで機能を維持するとともに、「外の力」としては、一般的な観光客以上の関係を持つ「第2の東山住民」の育成を行い、交流拡大による復興を目指している。

(2) NPO法人中越防災フロンティア（長岡市山古志）

旧山古志村では、中越地震で農地や住宅のほとんどが壊滅的な打撃を受け、地震の2日後には、住民約2,200人が市街地へ「全村避難」した。約3年2カ月で「全村帰村」を成し遂げたが、山古志の人口は、平成26年には、約千人の減となっている。

NPO法人中越防災フロンティアは、中越地震の被災体験を活かして、中越地域の防災学習や災害研究の拠点エリアとして情報発信を行うとともに、山古志地区などの中山間地の資源を活用した新しい発想による地域づくりを進め、新たな産業の創出や交流の拡大をめざしている。過去の地域の姿にとらわれない発想で、被災前よりも活力、魅力及び希望のもてる中山間地域のモデルエリアを形成する活動を行っている。

事業の1つとして、地域の路線バスが廃止されたことに伴い、コミュニティバス（クローバーバス）の運営を行っている。生活交通の確保は、地域全体の問題ととらえ、地域内の全世帯が、NPO会員になることで、住民自らができる役割を果たし、持続的な生活交通の確立を目指している。

そのほか、防災視察の企画・実施とガイドの育成や地域外から訪れる雪に不慣れなボランティアを除雪作業の戦力に育成する「雪かき道場」を実施している。

また、山古志地区は、ボランティアやNPOなどの交流を現在につなげ、観光客数はこの10年で4倍に増え、現在、年間約4万人の観光客が訪れている。

V 犯罪に強い地域社会の形成について

1 ストーカー・DV事案への対応状況について

(1) 現状

本県では、平成25年11月末現在、ストーカー事案が241件で、昨年同期比プラス24.9%、DV事案が611件で、昨年同期比プラス27.3%といずれも増加傾向にある。全国的にも増加しており、ストーカー事案の認知件数が増加した原因としては、長崎県西海市におけるストーカー殺人事件を始めとする凶悪事件が相次いで発生したことにより、この種事案への社会的な関心が高まり、より積極的に相談等がなされていること、またDV事案については、女性に対する暴力への社会的関心が従来にも増して高まってきていることなどが考えられる。県警察ではこの様な状況に対応するため、平成25年の組織改編により、これら事案を担当する部署の体制強化を図り、被害者等に対する保護対策を徹底している。

(2) 警察の対応

県警察では、被害者及びその親族等の安全確保を最優先として、これらの事案を認知した際は、速やかに緊急性や危険性を判断した上で、同人等の意向も踏まえて、被害者等に対する各種保護対策の徹底に努めている。また、相談で来署した被害者等に対しては、この種事案の危険性や、警察が取り得る措置等についての説明を行っている。

ア 被害者への各種保護対策

被害者等の安全確保には、速やかな加害者との隔離措置が重要となるが、被害者自身で避難先を確保できない場合は、県の配偶者暴力相談支援センターに対する一時保護依頼や、県費での宿泊助成制度による一時避難措置を行っている。しかし、被害者自身が仕事や子供の学校等の関係で避難が困難な場合は、同人方自宅等に対するパトロール等を強化しているほか、被害関係者や加害者の居住地が他の都道府県に及ぶ場合は、当該都道府県警察と連携して被害関係者の保護対策及び加害者への警告等の対策を行っている。

また、警察では、被害者の安否確認を行うために、その危険度に応じて月1回以上の定期連絡を実施し、その後の環境の変化に応じた適正な保護対策を行っており、平成25年11月末現在、ストーカー事案では132件、DV事案では312件に対して定期連絡を行っている。

被害者の日常生活における保護対策としては、110番通報登録や非常通報装置の貸し出しを行っている。

さらに、法令に基づく被害者への援助としては、加害者から被害者の行方不明届が出された際における不受理の措置等がある。

加えて、県警察では、これら事案に該当しない「男女間での暴力的事案」についても、殺人等の凶悪な犯罪に急展開するおそれがあり、被害者等の生命・身体等の安全を確保するため、積極的にストーカー事案と同様の対応を行っている。

イ 加害者への措置

加害者と被害者との分離が重要となることから、被害者等の意向を踏まえた上で、積極的にあらゆる法令を駆使した事件化を図っている。平成25年11月末現在におけるこれら事案に係る事件検挙件数は、ストーカー事案が19件、DV事案が18件となっている。

また、事案内容から緊急性や危険性が認められる場合は、加害者に対して速やかな文書警告を行い、その後の犯罪抑止に努めており、平成25年11月末現在、文書警告件数は14件、禁止命令は2件となっている。ほとんどの事案は、口頭警告や文書警告で収束しているが、違法行為が引き続き行われた場合は、加害者の再逮捕、さらには被害者の長期避難措置を講じている。

(3) 関係機関との連携

平成24年11月に神奈川県逗子市で発生したストーカー殺人事件を受けて、保護観察所とは保護観察付執行猶予者の情報共有を、検察庁とは、逮捕状請求時の書類の記載方法等について連携して対応している。また、裁判所とは、DV防止法に基づく被害者からの申し立てによる保護命令制度の手続きに関して、連携を行っている。

県との連携については、平成24年3月に策定された「第3次大分県DV対策基本計画」に基づき、県民生活・男女共同参画課が開催するDV関係機関連絡会議や「女性に対する暴力をなくす運動」期間中における広報啓発活動など、暴力根絶のための社会づくりに向けた連携を、また、こども子育て支援課とは、被害者等の一時保護施設への保護等で連携を図っている。

VI 震災対策としての高速自動車道等の整備について

1 緊急輸送道路の整備および道路防災対策について

(1) 緊急輸送道路の整備

緊急輸送道路は、阪神淡路大震災での教訓を踏まえ、地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うため、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路並びにこれらの道路と防災拠点とを連絡し、又は、防災拠点を相互に連絡する道路を指定したものである。近年の道路整備に伴うネットワークの変化や、大分県地域防災計画の改定に伴う防災拠点の見直しなどを踏まえ、平成26年度に更新を行っている。この緊急輸送道路は、高速道路や直轄国道を含め県内で2,050キロメートルの道路が指定されている。また、本道路は、災害時の利用特性により2つのネットワークに区分され、1次ネットワークは、県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港など県内外の主要地を連結する道路が指定されており、2次ネットワークは、1次ネットワークと市町村役場や行政機関、災害医療拠点、自衛隊などの県内の主要な防災拠点を連絡する道路が指定されている。

九州北部豪雨では、被災し通行止めとなった国道212号の迂回路として、中津日田道路の部分供用区間が、救援や復興に活用された。これを踏まえ、緊急輸送道路である中津日田道路や中九州横断道路などの地域高規格道路の整備をさらに促進する。これら高規格幹線道路等とあわせ、国道217号平岩松崎バイパスや国道212号響バイパスなど、県管理の緊急輸送道路についても順次整備を進める。

(2) 道路防災対策

ア ハード対策

阪神淡路大震災では地震の揺れにより橋梁が落ち、長期間の通行止めを余儀なくされ、応急支援や復興に支障をきたした。また、本県では、豪雨でのり面が崩壊し通行止めとなる事例が毎年のように発生している。九州北部豪雨では、県管理道路の全面通行止め214カ所のうち、118カ所、率にして55%がのり面崩壊によるものであった。道路の寸断は、県民生活に支障を来し、迅速な救援や復旧活動の妨げとなることから、このような災害に対し、緊急輸送道路上の橋梁耐震補強や道路のり面の崩壊防止対策に重点的に取り組んでいる。

特に、東日本大震災での津波被害の甚大さを鑑みて、緊急輸送道路の中でも、隣接県とネットワークが形成できる路線と、空港・港湾、自衛隊基地、

市町村役場などの主要施設を結ぶ路線、延長にして1, 240キロメートルを「防災対策優先ルート」として定め、その内、県が管理する665キロメートルに対策を集中させ、効果の早期発現に努めている。

一方、平成24年の豪雨では複数の孤立集落が発生したことから、緊急輸送道路以外に29の孤立集落対策区間を設定し、のり面对策を実施している。

イ ソフト対策

県庁ホームページの大分県道路規制情報提供サービスにより、規制の状況や、県や国、NEXCO等が設置した31地点のライブカメラ画像の提供を行っている。佐伯土木事務所と中津土木事務所では、地域のコミュニティFMラジオ局と連携し、規制情報を放送している。

また、異常気象で道路災害が発生する可能性が高い区間では、事前に通行を規制することとしており、91区間、355キロメートルを指定している。

さらに、冠水の恐れがあるアンダーパス部の5カ所では、周知標識、警報表示や警報ランプ、排水ポンプ等により第三者被害の防止に努めている。

2 洪水・土砂災害に関する情報基盤の整備について

県ではこれまで、洪水や土砂災害から県民の生命や財産を守るため、ハード対策として、河川改修や砂防ダム、急傾斜地崩壊対策施設等の整備を計画的に推進してきた。しかし、河川整備率は約40%、土砂災害危険箇所整備率は全体で約25%であり、整備が必要なすべての箇所の対策を終えるには、まだまだ多大な費用と時間を要する。

一方、近年、気候変動等により集中豪雨が増加傾向にあり、全国的に洪水や土砂災害が頻発し、多くの人命が失われていることから、ハード対策の推進はもとより、地域住民の迅速かつ円滑な避難活動につながる的確でわかりやすい防災情報の提供など、ソフト対策の重要性が増している。

このため、洪水や土砂災害の発生と関連の深い雨量や河川水位の情報を収集し、市町村や関係機関に伝達することを目的として、平成8年度から情報基盤の整備を進めてきた。

県では、平成25年9月現在、水位観測局を80カ所、雨量観測局を89カ所設置しており、各観測局で得られた雨量・水位の観測データを、県庁内にある統制局に集約し、関係機関に配信している。また、平成16年度には、インターネットを通じ、パソコンや携帯電話に情報提供できるシステムの運用を開始した。

また、これまでの数値データ等に加え、よりわかりやすい防災情報を提供するた

めに、平成25年6月から九州北部豪雨で被災が著しかった中津市、日田市、竹田市、玖珠町において、玉来川など5カ所に河川監視カメラを設置し、インターネットでの画像配信を先行して始めた。加えて、県内全体で22カ所の河川で画像配信を行うこととした。

【提 言】

I 地震、津波、洪水等の自然災害に強いまちづくりと減災社会づくりについて

1 市町村津波避難計画、地域津波避難行動計画の早期策定

早期避難を徹底するためには、市町村が津波避難計画を策定し、さらにその計画に基づき、自主防災組織が地域津波避難行動計画を策定し、その計画に基づいた避難訓練を行うことが大切である。地震・津波対策アクションプランでの目標では、どちらの計画も平成26年度中に全ての対象市町村、全ての対象自主防災組織が策定を終了することになっているが、この目標の達成には、自主防災組織等関係機関のより一層の取組が求められる。

南海トラフ巨大地震は、いつ発生してもおかしくない状況であり、一日でも早く市町村、自主防災組織が計画を策定することが重要である。そのためにも県が強いリーダーシップを発揮し、指導していくことが必要である。

2 原子力防災への取組

原子力災害については、迅速かつ確実な情報を入手することが大切である。伊方原発に関しては、愛媛県との間で情報の連絡・通報に関する確認書を交わしているが、情報源を増やす観点からも四国電力と協定または覚書を締結することも有用ではないかと考える。

また、情報を入手した場合、正確な分析、判断を行うためには専門的な知識を要する。その時の状況に応じた的確な避難や屋外退避の指示など、本県にあった対策を講じるためにも原子力に関する専門家の育成・活用が必要である。

3 防災体験施設の設置

県では、平成26年度に地震発生時の安全確保や津波からの早期避難の徹底を図るとともに住宅の耐震化や家具の固定等の地震防災対策を一層推進することを目的に、地震体験車を導入した。

本委員会では、県民の防災意識の向上には、災害状況を具体的にイメージできる防災啓発・訓練が必要であることを中間報告でも提言しており、今回の地震体験車による防災啓発が開始されたことは評価できる。

しかし、他県には、地震体験車に加えて模擬災害と防災知識を総合的に体験学習できる防災体験施設がある。本委員会では、新潟県の「燕市消防本部・防災センター」を訪問し、防災センターの状況を調査した。この防災センターは、平常時は、展示ホール等で防災と消防の知識や技術を体験しながら学習することができる。災

害時には、多目的ホールを中心として避難施設となり、備蓄庫には、生活に必要な食料や毛布など、非常持ち出し品を備蓄している。消防本部と併設していることから、平日の防災センターの案内等は消防職員が行っている。

本県の財政事情から、新たに防災体験館を独立して建設、運営することは難しい判断となるが、地域の消防本部や既存の施設などに併設することは可能ではないかと考える。防災の機運を継続するためにも総合的な防災体験施設の検討が求められる。

4 防災士の活動環境の整備

本県の防災士数は、5千人を超え、地域によっては防災士協議会等を立ち上げ防災士相互の連携を深め、積極的に知識・技能の向上を図る取組なども見られるようになった。しかしながら、依然として「地域で自分は何をしていいかわからない」といった防災士もあり、組織の活性化につなげていない地域もある。

現実問題として、防災士の資格を取得したからといって、すぐにその地域の防災リーダーとして手腕を発揮することは非常に難しい。防災士が活躍するためには、防災士のスキルアップや相互の連携が重要である。

県では、養成した防災士が地域の中で積極的に活動できるよう、平成26年4月に大分県自主防災組織活性化センターを開設した。このセンターが、防災士の今後の活動をしっかりサポートできる組織となるよう指導を行うとともにセンターの役割を防災士に周知する必要がある。

また、防災士の活動を推進する上で、防災士の保険加入についても検討する必要がある。

5 女性防災リーダーの育成

災害時には、「リーダー＝男性」、「炊き出し＝女性」といった性別役割分担が顕著化しやすい。しかし、東日本大震災以降、防災対策には、男女共同参画の視点が求められており、特に女性の視点での防災・減災対策は、女性のみならず、要配慮者等多くの住民のきめ細かい支援につながることから、女性リーダーの育成が重要視されている。

臼杵市の女性防災士は、防災・減災活動に女性の視点、女性の長所を活かすため「うすき女性防災士連絡協議会」を立ち上げ、防災士相互の連携を深め、知識・技能の向上に取り組んでいる。臼杵市の女性防災士数は、県下で最も多い。県下の女性防災士を増やすことで、こうした活動が、県内で広がることを期待したい。

しかし、防災士養成研修は、住んでいる地域の自治会長からの推薦を受けて申し込むことになっており、男性主体で運営される自治会も多いことから、女性が受けやすい状況であるとは言えない。

市町村と連携し、女性が防災士養成研修を受けやすくする仕組みづくりと女性防災士が真に地域の防災リーダーとなれるよう育成する体制づくりが必要である。

6 学校と周辺の地域住民が連携した避難訓練の実施

東日本大震災以降、多くの学校で避難訓練の内容が変わっており、防災に対する意識の変化と学校での取組が改善されている。そうした中、地域住民と合同で行うことで、避難訓練の充実を図りたいと考えている学校は多いが、実際に取り組んでいる学校はほとんどない。

地域住民と合同で行う防災訓練は、より実践的な訓練となり防災教育を進める上で効果的であると考えられる。また、地域住民と顔見知りになっておくことは、災害時のみならず、防犯にもつながることから大切なことである。さらには、学校と合同で行うことで、保護者や地域住民の防災意識の向上につながるなどの相乗効果も期待できる。

学校と地域住民が合同で避難訓練を実施する上での課題を検証し、取り組みやすい体制づくりを推進する必要がある。

7 火山対策及び降灰対策

平成26年9月、長野県と岐阜県の県境に位置する御嶽山が噴火し、多くの登山者が死亡する火山災害となった。本県にも活火山があるが、国が求める避難計画はまだ、策定されていない。国が求める計画策定作業等を早急に進めるとともに、登山者の安全対策についても対応が必要である。

また、平成26年11月には、阿蘇山の中岳の小規模噴火が活発化し、千メートル級の噴煙が断続的に続いており、竹田市では火山灰による農作物被害も出ている。噴火の長期化も予想されていることから、農業被害の拡大が懸念される。作物等の降灰対策を生産者に周知するとともに、降灰が長期に及んだ場合の対策が必要である。

8 九州北部豪雨災害に係る検証

(1) 要配慮者関係

九州北部豪雨災害では、要配慮者も含めた地域ぐるみの避難が行われ、避難

所生活で要配慮者が死亡するという2次災害も発生しなかった。しかし、地域の方の話を聞くと、要配慮者個人ごとにいろいろな課題があったと伺っている。

県においても、自治委員等からの聞き取りにより検証が行われ、課題解消に向けた取組が行われている。しかし、要配慮者の容体・状況はさまざまであり、自主防災組織による個々の要配慮者に応じたきめ細かい対応が行われるよう継続的に支援する必要がある。

(2) 災害ボランティア関係

九州北部豪雨では、災害ボランティアセンターが本県に初めて設置された。この豪雨災害では、多くの家屋が浸水し、被災後は、家屋の泥だしや片付け等の作業を行わなければならなかったが、自力での対応が難しい高齢者の世帯も多く、被害が大きかったことから地域住民の相互扶助だけでは限界があった。そうした中、被災後、早い時期に多くの災害ボランティアが各地域に入り活動を行った。

災害ボランティアの献身的な支援により、ボランティアを受け入れた被災者からは、おおむね良好な感想が得られたが、初めての設置ということもあり、特に運営面での課題が生じた。そのため、県では「大分県災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」を作成し、今後の運営体制の整備、強化に努めるとしている。

過疎・高齢化が進行する中、大規模災害が発生した場合のボランティアに対するニーズはますます高まると思われる。ボランティアの善意を効果的に活かすため、他の被災地のボランティア活動も参考にしながら、運営がスムーズに行われるよう一層の研修・研さんを重ねることが必要である。

また、ボランティアにおいて参加者側としての心構えが不十分であったり、受け入れる被災者側の理解不足などの課題もあったことから、県民のボランティアに対する理解・意識の醸成を図ることも必要である。

Ⅱ 多様な危機に迅速かつ的確に対応できる人材の育成について

1 県職員の災害対応能力向上

県職員は、行財政改革等により、ここ10年でかなりの人数が削減されている。しかし、県行政を取り巻く環境はめまぐるしく変化し、県民のニーズは高度化・多様化していることから、県職員に対して以前にも増して高い専門性と幅広い知識・技能が求められている。

特に、今後30年以内に70%の確率で発生すると予想されている南海トラフ巨

大地震や豪雨災害などについて、迅速かつ的確に対応するためには、職員一人ひとりが災害に対する防災知識を高め、対応能力を向上させることが必要である。

県職員は、平成26年9月現在で474人が防災士の資格を取得しているが、職員全体としては1割程度の取得率であり、うち女性は28人である。県職員全体の取得割合を増やすとともに女性の資格取得についても促進する必要がある。

加えて、平成26年度に開所した県と市町村の職員研修を一元的に行う大分県自治人材育成センターを活用するなどし、県職員とあわせて市町村職員の災害対応能力の向上についても支援する必要がある。

2 教職員の災害対応能力向上

東日本大震災では、多くの学校施設が避難所となった。岩手県においては、小学校で30校、中学校で12校が避難所となり、さらに県立高校5校も避難所となった。

その中で、本委員会では、避難所運営を学校が主体となって行った岩手県大槌高校を訪問し、当時の避難所の運営について調査を行った。地震発生後、高台にあった大槌高校には、生徒110人を含む約500人が避難してきたが、教職員と生徒も加わり①避難場所の確保②水の確保③明かりの確保④避難者名簿の作成が、その日のうちに行われ、校長の指示により、教職員による終夜の警戒体制も初日の夜からつくられた。大槌高校の教職員は、法的に想定される事態を超える対応を余儀なくされたが、学生の頃、サバイバルキャンプでのボランティア経験のある教諭がリーダーシップをとり、その時できる限りの対応が行われた。

避難所の運営については、避難者の自主組織による運営、ボランティアによる運営も検討されたが、地域の被災状況、避難住民の実態、物資の住民への分配の難しさを考え、当面、学校が主体的に避難所運営を行うことを決めたとのことである。

災害発生時に、地域住民の学校及び教職員に対する期待は大きい。災害発生時、教職員は生徒の避難対応に加え、地域住民の避難についても対応を余儀なくされる状況も想定する必要がある。

そうした想定も含め、当然、生徒の命を守ることが義務付けられる教職員については、防災知識や技能を習得し、災害対応能力を向上させることは非常に重要である。教職員についても、防災士の資格取得を促進するなどにより現場に密着した災害対応能力を備える必要がある。

3 新型インフルエンザ等の感染症対策

平成26年に西アフリカを中心に流行したエボラ出血熱は、約8千人（平成26年末現在）が死亡し、いまだ収束の見通しは立っていない。本県では、エボラ出血熱に備え、県立病院を第1種感染症指定医療機関に指定し、11月には研修会を開き、県内で感染の疑いが生じた際の対処手順を確認した。

また、新型インフルエンザ等の感染症についても、行動計画に基づき各フェーズにおける体制を整え、効果的かつ速やかに対策を実施することとしている。

グローバル化が進展し、毎年30万人の外国人観光客が宿泊し、3千人以上の留学生在が生活している本県においても、感染症の発生は十分に考えられることから、万全の体制を整える必要がある。

また、アメリカ国内では、エボラ出血熱が初めて確認された患者に携わった看護師が二次感染した。感染防止の事前訓練が十分にされず、防護具の取り外し手順に不備があったと指摘されており、医療行為における二次感染を防ぐ対策も重要である。

このようなことから、万が一発生した場合の関係者による連絡体制や搬送方法の確認、感染を想定した訓練等の実践に即した体制整備が必要である。

Ⅲ 安全・安心な食料生産と食の安全の確保について

1 鳥インフルエンザにかかる予防対策の徹底

鳥インフルエンザの発生を防止するためには、何よりもそれぞれの養鶏農家が、各農場で飼養衛生管理の取組を確実に行うことが重要である。予防対策としては鶏舎に防鳥ネットを張って野鳥の侵入を防ぐとともに、野生動物が鶏舎に入らないよう鶏舎を補修することも重要である。さらに、日々こまめに鶏を観察するとともに鶏舎、車両、飲用水等の消毒を徹底することが大切である。

予防対策を継続して徹底するために、研修会を繰り返し開催するとともにあらゆる機会を通じて予防対策を周知する必要がある。

2 鳥インフルエンザにかかる風評被害対策

本県は、郷土料理のとりてんやからあげなどの鳥料理を全国的にアピールし、地域振興に加え、観光振興にもつなげていることから、鳥料理に携わる経営者や事業者も多い。本県で鳥インフルエンザが発生した場合、養鶏農家のみならず、風評被害による消費の低迷により、こうした事業者にも多大な影響を及ぼすことが予想される。

万が一発生した場合、ウイルス拡散を防ぐための迅速な対応に加え、正確な情報提供を行うなど風評被害防止のための対策も必要である。

IV 小規模集落等地域コミュニティの維持・活性化について

1 小規模集落等の活性化対策

県下では、平成25年度末時点で、全4,264集落のうち817集落が小規模集落となっている。小規模集落の割合は、19.2%で、平成20年度末時点の11.5%から5年間で7.7%も増加しており、今後もさらに増加することが予想される。

過疎・高齢化の進行などにより、小規模集落は全国的に増加している。新潟県小千谷市や長岡市山古志では、10年前に発生した中越地震により、すでに進行しつつあった過疎・高齢化がさらに加速し、人口は約半分になった。

しかし、住民が主体的に今後の集落のあり方について取り組むことで、新たな活力を生む取組も行われていた。地域住民、自らが自分たちの生活を守り、自発的な活動を行う組織が存在する地域では、依然活力が維持されている傾向があることから、そうした組織を育成、強化することが重要である。

2 地域おこし協力隊員の活動及び定住対策

新潟県小千谷市では、地域復興支援員がそれぞれの地域に入りきめの細かい支援を行い、住民の主体的活動を促進している。

本県においても、本年度は38人の地域おこし協力隊員が移住定住の支援や観光誘客などの活動を行っている。地域おこし協力隊員を増やし、地域住民の主体的な活動につながるような活動が行われることが必要である。

さらには、任期を終えた地域おこし協力隊員が県内に定住できるように県として支援する必要がある。

V 犯罪に強い地域社会の形成について

1 DV防止対策

一般的にアルコールと暴力の関連性は高いといわれており、特にアルコール依存症が、DVに発展する可能性は大きい。平成15年に実施された全国成人に対する実態調査によると、飲酒日に60グラム（純アルコール量として）以上飲酒していた多量飲酒の人は860万人、アルコール依存症の疑いのある人は440万人、治療の必要なアルコール依存症の患者は80万人いると推計されている。しかし、実

際に治療を受けている人は、4万人といわれている。深刻なDVの3割、刑事処分を受けたDVの7割近くが酒を飲んでの犯行であるとの報告もある。

平成26年6月に施行されたアルコール健康障害対策基本法では、国や自治体、医療関係者などの責務を初めて明記し、対策を総合的かつ計画的に推進することとなった。県と警察、病院等が一体的に取り組み、アルコール依存症の進行及び再発の防止を図るなど、DVを未然に防ぐ対策が必要である。

VI 震災対策としての高速自動車道等の整備について

1 要対策箇所の整備促進

大分県内には、土砂災害危険箇所が、19,640カ所ある。全国で5番目に多く、九州では最も多い。本県の土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域の指定率は、17.5%であり、全国平均の67.8%を大きく下回っている。

また、本県の要対策箇所の整備率は、25%で全国平均とほぼ同じとはいえ約75%が未整備ということになる。要対策箇所がわかっていながら災害が発生すれば、いわゆる人災という批判は免れない。

平成26年8月豪雨による広島県の土砂災害では、74人の死者を出した。広島県は、土砂災害危険箇所が全国で最も多く、災害に見舞われた地域での警戒区域指定の遅れが一因であると指摘されている。

近年の局地的な集中豪雨等により、土砂災害も増加していることから、土砂災害警戒区域の指定を急ぐとともに、要対策箇所の整備を早急に進める必要がある。さらには、市町村と連携して、危険地域を住民に周知し、警戒避難体制を早急に整える必要がある。

2 防災情報の県民への周知

県庁ホームページで各観測局における雨量・水位の観測データを見ることができるとは言い難い。今回、これまでの数値データ等に加え、よりわかりやすい防災情報を提供するために、河川監視カメラを設置し、インターネットでの画像配信を行ったことについては、評価できる。

しかし、こうした情報発信も県民に周知され、活用されなければならない。防災情報により、県民が避難勧告を待つのではなく自ら判断し、早めの避難ができる体制づくりも必要である。県の防災に関する情報発信について、あらゆる機会を通じて広く県民に周知する必要がある。

【終わりに】

平成23年3月、東日本大震災が発生した後に、本委員会が設置されたが、その後も地震や広島市の土砂災害、御嶽山の噴火など多くの災害が発生し、本県においても九州北部豪雨や豪雪などによる大きな災害が発生した。こうした災害は、今後も発生することが予想され、30年以内に70%の確率で発生するとされる南海トラフ巨大地震や豪雨・雪害などの予期せぬ災害に備え、あらゆる対策を講じる必要がある。

さらに、県民の命を守るためには、行政の対応に加え、「地域の防災力」の向上が重要であることから、本県は、防災士の養成に取り組んでいる。本県の防災士数は、東京都に次いで2位であり、人口比では全国一である。我々議員も、現場主義に徹し、地域と一体となって防災に取り組むため、防災士の資格を取得した。

今後は、防災士が地域で積極的に活躍し、真に地域の防災リーダーとなるように育成することが大切であり、女性防災士の活躍にも期待するところである。全国でも先進的なこの取組をさらに推進し、「日本一の防災県おおいた」を目指し、県民一丸となって防災・減災に取り組むことが重要である。

こうした自然災害のほか、新型インフルエンザ等の感染症や鳥インフルエンザなど本県を取りまく危機事案はますます多様化している。さらには、小規模集落の増加や自治体の消滅も危惧される人口減少社会に対しても早急な対応が求められる。

本委員会では、県民に直結した多岐にわたる分野の調査を行い、提言を行ったところであり、全県民が安心して暮らすことのできる、安全な減災社会の構築を切に願い、危機管理対策特別委員会の報告とする。

平成27年3月6日

危機管理対策特別委員会

委員長	田中	利明
副委員長	土居	昌弘
委員	古手川	正治
委員	竹内	小代美
委員	毛利	正徳
委員	油布	勝秀
委員	尾島	保彦
委員	首藤	隆憲
委員	久原	和弘
委員	荒金	信生
委員	河野	成司

【委員会の活動状況】

1 委員会の開催状況

(平成25～26年度)

開催年月日		調査項目
第1回	平成25年 5月10日	・付託事件の調査（福祉保健部・生活環境部・農林水産部） (1)鳥インフルエンザ対策について (2)新型インフルエンザへの対応について (3)災害発災時における県の対応体制について (4)大分県地震津波被害想定調査報告について (5)大分県地域防災計画修正（素案）の概要について
第2回	平成25年 6月18日	・付託事件の調査（講演・福祉保健部・生活環境部・農林水産部・土木建築部） (1)東日本大震災における自治体の対応について (2)平成24年梅雨前線豪雨災害の検証について (3)社会資本等にかかる平成24年梅雨前線豪雨災害の復旧・復興の進捗状況について
第3回	平成25年 9月19日	・付託事件の調査（土木建築部） (1)緊急輸送道路の整備及び道路防災対策について (2)洪水・土砂災害に関する情報基盤の整備について
第4回	平成25年12月11日	・付託事件の調査（警察本部・生活環境部・教育委員会） (1)ストーカー及びDV事案の対応について (2)小中高における防災教育・訓練の現状と対策について (3)自主防災組織の防災啓発・訓練の現状と対策について
第5回	平成26年 2月26日	・付託事件の調査（生活環境部） (1)原子力発電所事故対策について (2)地震津波対策アクションプランについて (3)火山対策について (4)大分県石油コンビナート等防災計画について

開 催 年 月 日		調 査 項 目
第 6 回	平成26年 4月 14日	・ 委員長の互選
第 7 回	平成26年 6月 17日	・ 付託事件の調査（講演・生活環境部） (1) 地域の防災活動について (2) 大分県地域防災計画修正の概要について
第 8 回	平成26年 9月 2日	・ 付託事件の調査（講演・生活環境部） (1) 避難所の運営について (2) 行政職員の災害対応能力向上について (3) 自主防災組織の活性化について (4) 災害対応にかかる市町村との連携について
第 9 回	平成26年12月12日	・ 報告書の審議
第10回	平成27年 2月 日	・ 報告書の審議

2 県外所管事務調査の状況

調査年月日	調査先	調査項目
平成25年 8月28日 ～30日	岩手県	(1) 岩手県議会 ・ 東日本大震災を踏まえた広域防災拠点のあり方について ・ 岩手県広域防災拠点整備構想について (2) 北上市議会 ・ スマートコミュニティについて (3) 岩手県立大槌高等学校 ・ 東日本大震災における大槌高校の避難所の運営について (4) 釜石港湾事務所 ・ 釜石港の被害・復旧状況調査について
平成26年 8月19日 ～21日	新潟県	(1) 新潟県議会 ・ 防災対策について ・ 「新潟県消防の今後のあり方検討会」の検討結果の概要と現在の取組について ・ 防災グリーンツーリズムについて (2) おぢや震災ミュージアムそなえ館 ・ 防災学習施設について (3) おぢや復興ネットワーク ・ 集落の再生・首都圏の学生インターンの受け入れ、東日本大震災における一般家庭での被災者の受け入れ等について (4) NPO法人中越防災フロンティア ・ 中山間地域における復旧・復興及び活性化の取組について (5) 燕・弥彦総合事務組合防災センター ・ 避難施設を備えた防災センターについて